

(別冊)

資料3

上越市地域防災計画

自然災害対策編

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由																								
<p>第 1 部 総則</p>	<p>第 1 部 総則</p>																									
<p>第 1 節 計画作成の趣旨</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 共通用語等 本計画における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難場所_____</p> <p>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。_____</p> <p>(6) 避難所_____</p> <p>被災者が一定期間滞在する場をいう</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 罹災証明書 (略)</p> <p>(8) 被災者台帳 (略)</p>	<p>第 1 節 計画作成の趣旨</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 共通用語等 本計画における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定緊急避難場所</p> <p>指定される災害に対して安全であり、緊急の場合まず一時的に身の安全を確保するための場所又は施設をいう。(法第 49 条の 4 関係)</p> <p>(6) 指定避難所</p> <p>被災者が災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設をいう。(法第 49 条の 7 関係)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所をいう。</p> <p>(8) 罹災証明書 (略)</p> <p>(9) 被災者台帳 (略)</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>																								
<p>第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱 各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" data-bbox="127 1476 1335 1570"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="127 1614 1335 1709"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="127 1753 1335 1848"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<p>第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱 各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" data-bbox="1377 1476 2585 1570"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="1377 1614 2585 1709"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="1377 1753 2585 1848"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									

上越市地域防災計画 自然災害対策編

修正前		修正後		修正理由
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		組織改編 表現の適正化
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 長岡地域センター	1 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること	北陸農政局 (新潟県拠点)	1 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること	
上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄地すべり____事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄地すべり <u>防止</u> 事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣の幹旋並びに連絡調整に関すること 6 <u>こころのケア</u> に関すること	日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣の幹旋並びに連絡調整に関すること (削除)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		県計画を踏まえた修正
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること	一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること	
北越急行株式会社 (追加)	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会 社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
____社団法人新潟県医師 会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること	一般社団法人新潟県医師 会 会 県薬剤師会	1 災害時における医療救護に関すること (削除)	
(略)	(略)	(略)	(略)	組織名称の変更
(略)	(略)	(略)	(略)	事業者の追加
(略)	(略)	(略)	(略)	県計画を踏まえた修正

修正前	修正後	修正理由								
<p>【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】</p> <table border="1" data-bbox="133 352 1338 445"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<p>【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】</p> <table border="1" data-bbox="1380 352 2585 445"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
(略)	(略)									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
(略)	(略)									
第3節 (略)	第3節 (略)									
第2部 風水害対策	第2部 風水害対策									
第1章 序 論 (略)	第1章 序 論 (略)									
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災教育・訓練</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 複合災害を想定した訓練</p> <p>市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業者等の役割</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業者、学校等の役割</p> <p>企業・事業者、学校等は初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災教育・訓練</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 複合災害を想定した訓練</p> <p>市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業所等の役割</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>企業・事業所、学校等は初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p>								

修正前	修正後	修正理由
<p>織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、大規模災害時には避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備や帰宅困難者に対する支援体制整備に努める。</p> <p>また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことに配慮し、平常時から要配慮者に対する避難誘導訓練を行うとともに、病院・福祉施設等相互_____の支援体制を確立するよう努める。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、大規模災害時には避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備や帰宅困難者に対する支援体制整備に努める。</p> <p>また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことに配慮し、平常時から要配慮者に対する避難誘導訓練を行うとともに、病院・福祉施設等相互に<u>避難行動要支援者</u>の支援体制を確立するよう努める。</p> <p>②～④ (略)</p>	
第2節 (略)	第2節 (略)	
<p>第3節 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 都市における緑化の推進と緑地の保全</p> <p>公園・緑地は災害時において、火災の延焼防止帯、避難所_____及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第3節 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 都市における緑化の推進と緑地の保全</p> <p>公園・緑地は災害時において、火災の延焼遮断帯、<u>指定緊急避難場所</u>及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
第4節 (略)	第4節 (略)	
<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア (略)</p>	<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、警戒区域・特別警戒区域や避難所等_____を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。_____</p> <p>② 避難に関する情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。_____</p> <p>_____</p> <p>エ～キ （略）</p> <p>ク 避難勧告又は指示_____を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>③ 避難情報の発表基準</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 災害種別ごとの発表基準の設定 （略） (ア)～(イ) （略） (ウ) 土砂災害警戒情報_____報等を用いて、土砂災害等に対する警戒避難基準を設定するよう努めるとともに、必要に応じて見直す。 (エ) （略） <u>（追加）</u></p> <p>_____</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>_____</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、警戒区域・特別警戒区域や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。<u>なお、防災マップ等の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</u></p> <p>② 避難に関する情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。<u>また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</u></p> <p>エ～キ （略）</p> <p>ク 避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県_____に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>③ 避難情報の発表基準</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 災害種別ごとの発表基準の設定 （略） (ア)～(イ) （略） (ウ) 土砂災害警戒情報とその補足情報等を用いて、土砂災害等に対する警戒避難基準を設定するよう努めるとともに、必要に応じて見直す。 (エ) （略） (オ) <u>土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</u> <u>また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</u> (カ) <u>高潮災害に対する市民等の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</u> (キ) <u>市民等に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>④ 避難誘導體制の整備 ア～ウ (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑤ 避難所等_____の指定及び整備 ア 指定と周知 (ア) 市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、<u>避難所等_____</u>に指定する。 (イ) (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ (略) ウ 即応体制の整備 (ア) (略) <u>(追加)</u></p> <p>(イ) 避難所_____の開設・運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。 (ロ) 避難所_____の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。 (ハ) 避難所_____には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。 (ニ) 避難所_____の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織が主体的に関与できるよう共同での訓練を実施するとともに、事前に協議しておくよう努める。</p> <p>エ 福祉避難所の指定<u>検討</u> (ア) 障害のある人等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるが、現在市では福祉避難所の指定は行っていない。今後、社会福祉協議会及び福祉関係</p>	<p>④ 避難誘導體制の整備 ア～ウ (略) エ <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</u> オ <u>避難勧告の発令の際には、指定避難所等を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知する。</u></p> <p>⑤ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備</u> ア 指定と周知 (ア) 市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。</u> (イ) (略) (ロ) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。</u> (ハ) <u>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>イ (略) ウ 即応体制の整備 (ア) (略) (イ) <u>指定避難所等については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u> (ロ) <u>指定避難所等の開設・運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。</u> (ハ) <u>指定避難所等の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。</u> (ニ) <u>指定避難所等には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。</u> (ホ) <u>指定避難所等の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織が主体的に関与できるよう共同での訓練を実施するとともに、事前に協議しておくよう努める。</u></p> <p>エ 福祉避難所の指定_____ (ア) 障害のある人等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるため、下記の点に留意して指定を行う。</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p><u>団体等と協議し、下記の点に留意して検討を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。 <u>福祉関係者と協議し、福祉避難所においてケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。</u> <p>(イ) (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施 ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 新潟地方気象台 ア (略)</p> <p>イ 気象、水象の予報及び_____警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など市民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所_____は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。 <u>受入法人と協議し、福祉避難所において受入可能人員等を事前に確認する。</u> <p>_____</p> <p>(イ) (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 新潟地方気象台 ア (略)</p> <p>イ 気象、水象の予報及び<u>特別警報・警報</u>・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など市民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第6節～第8節 (略)</p>	<p>第6節～第8節 (略)</p>	
<p>第9節 救急・救助体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者名簿を共有するなど、市及び上越地域消防事務組合は_____、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。</p> <p>また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 主な取組</p>	<p>第9節 救急・救助体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者名簿を共有するなど、市、<u>上越地域消防事務組合、県及び県警察</u>は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。</p> <p>また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 主な取組</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

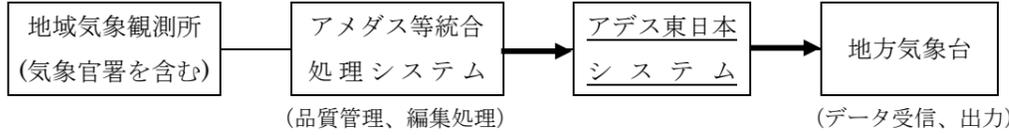
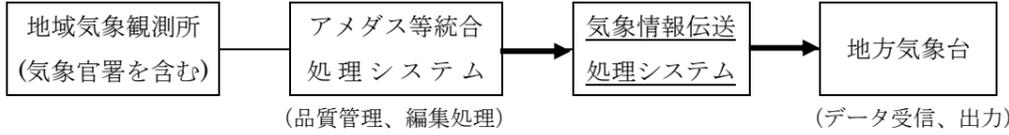
修正前	修正後	修正理由
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)等、航空機を保有する機関は、平時から訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。</p> <p>(7) 県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① 消防体制の整備</p> <p>ア 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実を図るとともに、地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～⑥ (略) 航空機保有機関との協力体制の確保</p> <p>⑦ 航空機保有機関との協力体制の確保</p> <p>県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)の対策</p> <p>新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの活動に係る訓練の機会の確保に努める。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。</p> <p>(7) 県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① 消防体制の整備</p> <p>ア 市は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実を図るとともに、地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 航空機保有機関との協力体制の確保</p> <p>県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ ドクターヘリ基地病院の対策</p> <p>ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの活動に係る訓練の機会の確保に努める。</p>	<p>基地病院が2病院となったため</p> <p>基地病院が2病院となったため</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>基地病院が2病院となったため</p> <p>基地病院が2病院となったため</p>
<p>第10節 医療救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p>	<p>第10節 医療救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>①～③ (略)</p> <p>④ ドクターヘリ基地病院 ドクターヘリ基地病院(新潟大学医歯学総合病院)は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ ドクターヘリ基地病院 ドクターヘリ基地病院_____は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>基地病院が2病院となったため</p>
<p>第11節 食料・生活必需品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 災害発生から3日程度の間(他の地域から食料及び生活必需品が届いたり、物流が確保されるために必要となる期間の目安)に必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「_____物資等」という)は、市民(家庭、企業・事業者、学校等)自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄_____物資等を可能な限り各地区の避難所_____等に事前配備する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、家族の3日分程度_____の_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要のある者は、平常時から3日分程度_____の分量を自ら確保するよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② 企業・事業者、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 企業・事業者は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資など_____の備蓄に努める。</p>	<p>第11節 食料・生活必需品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の_____必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「食料及び物資等」という)は、市民(各家庭、企業・事業所、学校等)が自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の指定避難所等に事前配備する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、家族の3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要のある者は、平常時から3日分(推奨1週間分)程度の分量を自ら確保するよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分程度_____の_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の拠点に_____物資等を備蓄する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>ア 食料及び_____物資等を備蓄する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、_____上・中・下越及び佐渡の拠点に食料及び物資等を備蓄する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第12節 (略)</p>	<p>第12節 (略)</p>	
<p>第13節 土砂災害の予防</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>土砂災害(地すべり、山・がけ崩れ、土石流)は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多いことから、市民に対し土砂災害危険箇所等を周知するとともに、情報伝達体制の整備を図る。また、警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策を推進する。施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 平常時より避難所_____の管理者や地域の防災リーダーと併せて、避難行動要支援者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業・事業者等の役割</p>	<p>第13節 土砂災害の予防</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>土砂災害(地すべり、山・がけ崩れ、土石流)は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多いことから、市民に対し土砂災害警戒区域等を周知するとともに、情報伝達体制の整備を図る。また、警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策を推進する。施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 平常時より指定避難所等の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用_____施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業・事業者等の役割</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>宅地開発を行う者は、_____災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に 適当でない区域は開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 情報伝達体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報_____<u>、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断にあたり活用するよう努める。</u></p> <p>④ 警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3) 県・国の役割</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>ア 基礎調査の実施_____</p> <p>県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。</p> <p>_____</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 土砂災害特別警戒区域における対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の_____ための特定開発行為に関する許可制</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>⑪～⑭ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>宅地開発を行う者は、<u>土砂災害特別警戒区域</u>、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に 適当でない区域は開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 情報伝達体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報<u>とその補足情報</u>、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断にあたり活用するよう努める。</p> <p>④ 警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害の恐れがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難が必要な施設の名称及び所在地は、資料編のとおりである。また、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達体制を整備する。</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3) 県・国の役割</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>ア 基礎調査の実施<u>及び結果の公表</u></p> <p>県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、<u>土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 土砂災害特別警戒区域における対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の<u>建築</u>のための特定開発行為に関する許可制</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>⑪～⑭ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第14節～第18節 (略)</p>	<p>第14節～第18節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第19節 鉄道事業者の風水害対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び北越急行(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第19節 鉄道事業者の風水害対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>事業者の追加</p>
<p>第20節 非常用通信網の整備と風水害対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市・県防災行政無線システム及び全国瞬時警報システム「J—ALERT」の運用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の役割</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 上越地域消防事務組合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備</p> <p>ウ 停電対策</p> <p>エ 通信の確保</p>	<p>第20節 非常用通信網の整備と風水害対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市・県防災行政無線システム及び全国瞬時警報システム「Jアラート」の運用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟に努める。<u>この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</u></p> <p>ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の役割</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 上越地域消防事務組合</p> <p>ア (略)</p> <p>(削除)</p> <p>イ 停電対策</p> <p>ウ 通信の確保</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>デジタル無線への移行完了</p>
<p>第21節 気象等防災観測体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟地方気象台の観測体制</p>	<p>第21節 気象等防災観測体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟地方気象台の観測体制</p>	

修正前	修正後	修正理由																																	
<p>(1) 地上気象観測体制（気象官署、特別地域気象観測所） 全国の気象官署で行う最も基本的な観測として、気圧、気温、風等の測器観測と、雲、視程等の目視観測を実施している。 気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。 特別地域気象観測所では、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。</p> <p>(2) 地域気象観測システム（アメダス）体制 (略)</p> <p>① システム概要</p>  <p>② 観測所の種別</p> <table border="1" data-bbox="231 940 1291 1201"> <thead> <tr> <th>観測所の種類</th> <th>観測装置</th> <th>観測通報データ</th> <th>集信時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上気象観測</td> <td>地上気象観測装置</td> <td>降水量、気温、風向、風速、</td> <td>1分間隔</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域気象観測</td> <td>有線ロボット気象計</td> <td>日照</td> <td rowspan="3">10分間隔</td> </tr> <tr> <td>有線ロボット積雪深計</td> <td>積雪深（主に多雪地方のみ）</td> </tr> <tr> <td>地域雨量観測</td> <td>有線ロボット雨量計</td> <td>降水量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 高層気象観測体制 高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33か所に設置され地上約10kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。</p> <p>(5) 観測結果の活用 気象庁では、気象レーダーの観測データ（1km格子、5分毎）を、地域気象観測システムの観測データ及び防災機関の観測データと合成して解析した解析雨量（1km格子の1時間雨量を30分毎）を作成している。これはレーダー観測データをアメダス等で観測された雨量によって補正するもので、空間的な降水強度分布を捕捉・監視するために有効である。 また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（1時間先、1km格子、5分毎）やさらに解析雨量を基に、降水短時間予報（6時間先、1km格子、30分毎）を作成し、監視に役立てるとともに気象警報等の防災気象情報に応用している。</p>	観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻	地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、	1分間隔	地域気象観測	有線ロボット気象計	日照	10分間隔	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	地域雨量観測	有線ロボット雨量計	降水量	<p>(1) 地上気象観測体制（気象官署等） 全国の気象台等で行う最も基本的な観測として、気圧、気温、風等の測器観測と、雲、視程等の目視観測を実施している。 気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。 特別地域気象観測所では、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。</p> <p>(2) 地域気象観測システム（アメダス）体制 (略)</p> <p>① システム概要</p>  <p>② 観測所の種別</p> <table border="1" data-bbox="1478 940 2537 1201"> <thead> <tr> <th>観測所の種類</th> <th>観測装置</th> <th>観測通報データ</th> <th>集信時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上気象観測</td> <td>地上気象観測装置</td> <td>降水量、気温、風向、風速、</td> <td>1分間隔</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域気象観測 (削除)</td> <td>有線ロボット気象計</td> <td>日照時間</td> <td rowspan="3">10分間隔</td> </tr> <tr> <td>有線ロボット積雪深計</td> <td>積雪深（主に多雪地方のみ）</td> </tr> <tr> <td>有線ロボット雨量計</td> <td>降水量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 高層気象観測体制 高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33か所に設置され<u>上空の風向・風速を</u>連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。</p> <p>(5) 観測結果の活用 気象庁では、気象レーダーの観測データ（1km格子、5分毎）を、地域気象観測システムの観測データ及び防災機関の観測データと合成して解析した解析雨量（1km格子の1時間雨量を30分毎）を作成している。これはレーダー観測データをアメダス等で観測された雨量によって補正するもので、空間的な降水強度分布を捕捉・監視するために有効である。 また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（1時間先、1km格子、5分毎）やさらに解析雨量を基に、降水短時間予報（6時間先、1km格子、30分毎）、<u>高解像度降水ナウキャスト（30分先、250m格子、5分毎）</u>を作成し、監視に役立てるとともに気象警報等の防災気象情報に応用している。</p>	観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻	地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、	1分間隔	地域気象観測 (削除)	有線ロボット気象計	日照時間	10分間隔	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	有線ロボット雨量計	降水量	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>機関意見を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻																																
地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、	1分間隔																																
地域気象観測	有線ロボット気象計	日照	10分間隔																																
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）																																	
地域雨量観測	有線ロボット雨量計	降水量																																	
観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻																																
地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、	1分間隔																																
地域気象観測 (削除)	有線ロボット気象計	日照時間	10分間隔																																
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）																																	
	有線ロボット雨量計	降水量																																	

修正前	修正後	修正理由
<p>3 その他の機関の観測体制 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 鉄道事業者の観測体制</p> <p>① JR各社 (略)</p> <p>ア 社員による計測 天候・風向・気温・<u>気圧・湿度・雨量・降雪・積雪</u>を定時に観測し、定時に支社へ報告する。 観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用している。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 その他の機関の観測体制 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 鉄道事業者の観測体制</p> <p>① JR各社 (略)</p> <p>ア 社員による計測 天候・風向・気温・<u>風速・</u>降雪・積雪を定時に観測し、定時に支社へ報告する。 観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用している。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>えちごトキめき鉄道株式会社</u> えちごトキめき鉄道株式会社は、駅、駅間、橋梁等に雨量計・風速計等を設置し、計測する。観測結果は指令所に設置された監視画面に表示され、運転規制等に使用する。冬期間は、駅又は駅中間に設置された観測機で、降雪深・積雪深を記録する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>機関意見を踏まえた修正</p> <p>機関意見を踏まえた修正</p>
<p>第22節～第25節 (略)</p>	<p>第22節～第25節 (略)</p>	
<p>第26節 上水道事業者の風水害対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 体制面の防災対策 ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急対策計画の策定 (ア) (略)</p> <p>(イ) 応急給水計画 a～c (略)</p> <p><u>d 飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。</u></p>	<p>第26節 上水道事業者の風水害対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 体制面の防災対策 ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急対策計画の策定 (ア) (略)</p> <p>(イ) 応急給水計画 a～c (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>応急給水を主体とし、緊急用井戸を使用しないため</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>生活用水の確保</u> 生活用水の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。</p> <p>カ 連絡体制の確立 (略)</p> <p>キ 防災広報活動 (略)</p> <p>ク 施設の維持管理 (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>オ 連絡体制の確立 (略)</p> <p>カ 防災広報活動 (略)</p> <p>キ 施設の維持管理 (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>応急給水を主体とし、緊急用井戸を使用しないため</p>
<p>第 27 節 下水道等施設の風水害対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民及び地域の役割</p> <p>ア 各家庭において災害時緊急的に使用する携帯トイレ (3日間分程度) _____ の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市民は、地域の避難所における携帯トイレ _____、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。</p> <p>② 企業・事業者、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業者、学校等において、災害時緊急的に使用する携帯トイレ (3日間分程度) _____ の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第 27 節 下水道等施設の風水害対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民及び地域の役割</p> <p>ア 各家庭において、<u>災害発生から3日間 (推奨1週間) に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄</u>に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市民は、地域の避難所における携帯トイレ・<u>簡易トイレ</u>、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業所、学校等において、<u>災害発生から3日間 (推奨1週間) に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄</u>に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p>
<p>第 28 節～第 31 節</p>	<p>第 28 節～第 31 節</p>	
<p>第 32 節 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p>	<p>第 32 節 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p>	

修正前	修正後	修正理由												
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="189 394 1353 625"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置____、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>_____災害ボランティア受入 広報の発信</td> </tr> </table> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上越市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部_____と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボランティアセンターの運営 ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの<u>体制整備を支援する</u>。</p> <p>(3) (略)</p>	災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置____、情報の受発信	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	〃 2日以内	_____災害ボランティア受入 広報の発信	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1436 394 2599 625"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置<u>運営</u>、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の<u>判断</u>_____</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td><u>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入</u> 広報の発信</td> </tr> </table> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上越市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部、<u>新潟県災害ボランティア調整会議及び上越市災害ボランティア連携推進会議参画団体</u>と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボランティアセンターの運営 ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの<u>運営体制を整備する</u>。</p> <p>(3) (略)</p>	災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置 <u>運営</u> 、情報の受発信	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の <u>判断</u> _____	〃 2日以内	<u>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入</u> 広報の発信	<p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p> <p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p>
災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置____、情報の受発信													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握													
〃 2日以内	_____災害ボランティア受入 広報の発信													
災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置 <u>運営</u> 、情報の受発信													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の <u>判断</u> _____													
〃 2日以内	<u>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入</u> 広報の発信													
<p>第33節～第34節 (略)</p>	<p>第33節～第34節 (略)</p>													
<p>第35節 行政機能の保全</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）<u>作成を促進するとともに</u>、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) 市の取組 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、<u>業務継続計画の策定などにより</u>、業務継続性の確保を図る。 また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</p>	<p>第35節 行政機能の保全</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）<u>に基づき</u>_____、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) 市の取組 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、<u>業務継続計画に基づき</u>_____、業務継続性の確保を図る。 また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</p>	<p>業務継続計画策定に伴う修正</p> <p>業務継続計画策定に伴う修正</p>												

修正前	修正後	修正理由
<p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 職員の食料等</p> <p>(ア) 職員の食料等 が入手できない場合の対応</p> <p>防災危機管理部は、大規模な災害が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。</p> <p>また、備蓄している食料等 が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。</p> <p>(イ) 食料等の備蓄</p> <p>職員が、家庭において、最低限3日分の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 職員の食料及び物資等</p> <p>(ア) 職員の食料及び物資等 が入手できない場合の対応</p> <p>防災危機管理部は、大規模な災害が発生し、食料及び物資等 が入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料及び物資等を職員に配布する。</p> <p>また、備蓄している食料及び物資等 が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。</p> <p>(イ) 食料及び物資等の備蓄</p> <p>職員が、家庭において、最低限3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料及び物資等を備蓄するよう周知を進める。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第3章 災害応急対策計画</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	
<p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>第1節～第2節 (略)</p>	
<p>第3節 気象情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>市は、特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、市民へ周知する。</p> <p>特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により市民へ周知する。</p> <p>また、地震動の特別警報以外の特別警報の通知を受けた場合は、関係機関及び市民その他関係の</p>	<p>第3節 気象情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、市民へ周知する。</p> <p>特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により市民へ周知する。</p> <p>また、気象等の特別警報の通知を受けた場合は、関係機関及び市民その他関係の</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																												
<p>イ 発表基準 (7) (略)</p> <p>(イ) 警報・注意報発表基準一覧表 平成24年5月29日現在 発表官署 新潟地方気象台</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>上越市</td> <td>府県予報区</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一次細分区域</td> <td>上越</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>上越市</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>雨量基準</td> <td>平地地:3時間雨量80mm 平地地以外:3時間雨量100mm</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>雨量基準</td> <td>平地地:3時間雨量80mm 平地地以外:3時間雨量100mm</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>柿崎川流域=16, 保倉川流域=21, 飯田川流域=12, 名立川流域=17, 棚池川流域=9</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td>5.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td>1.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>雨量基準</td> <td>平地地:3時間雨量50mm 平地地以外:3時間雨量60mm</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>雨量基準</td> <td>平地地:3時間雨量50mm 平地地以外:3時間雨量60mm</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>柿崎川流域=13, 保倉川流域=17, 飯田川流域=10, 名立川流域=14, 棚池川流域=5</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td>1.0m</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>降雪等により被害が予想される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td>1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>陸上 100m 海上 500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度 40% 実効湿度 65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>早霜・晩霜期に最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜水・着雪</td> <td>1. 著しい霜水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>100mm</td> </tr> </table> <p>注1 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。</p> <p>注2 大地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>注3 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</p> <p>注4 基準表の基準値の内、土壌雨量指数基準は上越市の基準の最も低い値を示していることに留意する。</p>	上越市	府県予報区	新潟県		一次細分区域	上越		市町村等をまとめた地域	上越市	警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平地地:3時間雨量80mm 平地地以外:3時間雨量100mm	土壌雨量指数基準	96	洪水	雨量基準	平地地:3時間雨量80mm 平地地以外:3時間雨量100mm	流域雨量指数基準	柿崎川流域=16, 保倉川流域=21, 飯田川流域=12, 名立川流域=17, 棚池川流域=9	複合基準	—	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm	波浪	有義波高	5.5m	高潮	潮位	1.4m	注意報	大雨	雨量基準	平地地:3時間雨量50mm 平地地以外:3時間雨量60mm	土壌雨量指数基準	67	洪水	雨量基準	平地地:3時間雨量50mm 平地地以外:3時間雨量60mm	流域雨量指数基準	柿崎川流域=13, 保倉川流域=17, 飯田川流域=10, 名立川流域=14, 棚池川流域=5	複合基準	—	強風	平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s	風雪	平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm	波浪	有義波高	2.5m	高潮	潮位	1.0m	雪	降雪等により被害が予想される場合		融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合	低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	霜水・着雪	1. 著しい霜水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	<p>イ 発表基準 (7) (略)</p> <p>(イ) 警報・注意報発表基準一覧表 平成29年7月4日現在 発表官署 新潟地方気象台</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>上越市</td> <td>府県予報区</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一次細分区域</td> <td>上越</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>上越市</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 磯崎川流域=8.9, 棚池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大瀬川流域=8.5, 戸野目川流域=7.4, 濁川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小瀬川流域=13.4, 鶴野川流域=5.2, 熊谷川流域=4.1, 田巻川流域=2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小瀬川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 大河沢川流域=4.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 6.1), 大出口川流域=(8, 5.1)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>関川 [高田]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td>5.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td>1.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 磯崎川流域=7.1, 棚池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大瀬川流域=6.8, 戸野目川流域=5.9, 濁川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小瀬川流域=10.7, 鶴野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田巻川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.8, 内川流域=6.8, 雁平川流域=7, 小瀬川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 大河沢川流域=3.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大瀬川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 濁川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田巻川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>関川 [高田]</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td>1.0m</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>降雪等により被害が予想される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td>1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>陸上 100m 海上 500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度 40% 実効湿度 65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>早霜・晩霜期に最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜水・着雪</td> <td>1. 著しい霜水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>100mm</td> </tr> </table> <p>*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p>市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説</p> <p>(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。</p> <p>(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。</p> <p>(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p> <p>(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち</p>	上越市	府県予報区	新潟県		一次細分区域	上越		市町村等をまとめた地域	上越市	警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	土壌雨量指数基準	95	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 磯崎川流域=8.9, 棚池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大瀬川流域=8.5, 戸野目川流域=7.4, 濁川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小瀬川流域=13.4, 鶴野川流域=5.2, 熊谷川流域=4.1, 田巻川流域=2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小瀬川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 大河沢川流域=4.9	複合基準*1	関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 6.1), 大出口川流域=(8, 5.1)	指定河川洪水予報による基準	関川 [高田]	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm	波浪	有義波高	5.5m	高潮	潮位	1.4m	注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	56	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 磯崎川流域=7.1, 棚池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大瀬川流域=6.8, 戸野目川流域=5.9, 濁川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小瀬川流域=10.7, 鶴野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田巻川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.8, 内川流域=6.8, 雁平川流域=7, 小瀬川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 大河沢川流域=3.9	複合基準*1	関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大瀬川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 濁川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田巻川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)	指定河川洪水予報による基準	関川 [高田]	強風	平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s	風雪	平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm	波浪	有義波高	2.5m	高潮	潮位	1.0m	雪	降雪等により被害が予想される場合		融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合	低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	霜水・着雪	1. 著しい霜水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	<p>機関意見を踏まえた修正</p>
上越市	府県予報区	新潟県																																																																																																																																																																												
	一次細分区域	上越																																																																																																																																																																												
	市町村等をまとめた地域	上越市																																																																																																																																																																												
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平地地:3時間雨量80mm 平地地以外:3時間雨量100mm																																																																																																																																																																											
		土壌雨量指数基準	96																																																																																																																																																																											
	洪水	雨量基準	平地地:3時間雨量80mm 平地地以外:3時間雨量100mm																																																																																																																																																																											
		流域雨量指数基準	柿崎川流域=16, 保倉川流域=21, 飯田川流域=12, 名立川流域=17, 棚池川流域=9																																																																																																																																																																											
		複合基準	—																																																																																																																																																																											
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																											
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																											
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm																																																																																																																																																																											
	波浪	有義波高	5.5m																																																																																																																																																																											
	高潮	潮位	1.4m																																																																																																																																																																											
注意報	大雨	雨量基準	平地地:3時間雨量50mm 平地地以外:3時間雨量60mm																																																																																																																																																																											
		土壌雨量指数基準	67																																																																																																																																																																											
	洪水	雨量基準	平地地:3時間雨量50mm 平地地以外:3時間雨量60mm																																																																																																																																																																											
		流域雨量指数基準	柿崎川流域=13, 保倉川流域=17, 飯田川流域=10, 名立川流域=14, 棚池川流域=5																																																																																																																																																																											
		複合基準	—																																																																																																																																																																											
	強風	平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																											
	風雪	平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																											
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																											
	波浪	有義波高	2.5m																																																																																																																																																																											
	高潮	潮位	1.0m																																																																																																																																																																											
	雪	降雪等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																												
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上																																																																																																																																																																												
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m																																																																																																																																																																											
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%																																																																																																																																																																												
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合																																																																																																																																																																												
	低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下																																																																																																																																																																												
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下																																																																																																																																																																												
霜水・着雪	1. 著しい霜水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合																																																																																																																																																																													
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																												
上越市	府県予報区	新潟県																																																																																																																																																																												
	一次細分区域	上越																																																																																																																																																																												
	市町村等をまとめた地域	上越市																																																																																																																																																																												
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16																																																																																																																																																																											
		土壌雨量指数基準	95																																																																																																																																																																											
	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 磯崎川流域=8.9, 棚池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大瀬川流域=8.5, 戸野目川流域=7.4, 濁川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小瀬川流域=13.4, 鶴野川流域=5.2, 熊谷川流域=4.1, 田巻川流域=2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小瀬川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 大河沢川流域=4.9																																																																																																																																																																											
		複合基準*1	関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 6.1), 大出口川流域=(8, 5.1)																																																																																																																																																																											
		指定河川洪水予報による基準	関川 [高田]																																																																																																																																																																											
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																											
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																											
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm																																																																																																																																																																											
	波浪	有義波高	5.5m																																																																																																																																																																											
	高潮	潮位	1.4m																																																																																																																																																																											
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																											
		土壌雨量指数基準	56																																																																																																																																																																											
	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 磯崎川流域=7.1, 棚池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大瀬川流域=6.8, 戸野目川流域=5.9, 濁川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小瀬川流域=10.7, 鶴野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田巻川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.8, 内川流域=6.8, 雁平川流域=7, 小瀬川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 大河沢川流域=3.9																																																																																																																																																																											
		複合基準*1	関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大瀬川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 濁川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田巻川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)																																																																																																																																																																											
		指定河川洪水予報による基準	関川 [高田]																																																																																																																																																																											
	強風	平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																											
	風雪	平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																											
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																											
	波浪	有義波高	2.5m																																																																																																																																																																											
	高潮	潮位	1.0m																																																																																																																																																																											
	雪	降雪等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																												
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上																																																																																																																																																																												
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m																																																																																																																																																																											
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%																																																																																																																																																																												
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合																																																																																																																																																																												
	低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下																																																																																																																																																																												
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下																																																																																																																																																																												
霜水・着雪	1. 著しい霜水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合																																																																																																																																																																													
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																												

修正前	修正後	修正理由												
<p>(ウ) 注意報・警報及び気象情報の地域細分</p> <table border="1" data-bbox="234 1293 1142 1417"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越</td> <td>上越市</td> <td>上越市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>② 気象情報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>(7) 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>気象業務法第 11 条及び法第 55 条に基づき、作成・発表する。県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報_____発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p> <p>(イ) (略)</p>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村	上越	上越市	上越市	<p>基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。</p> <p>(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。</p> <p>(7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p> <p>(8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。</p> <p>(9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。</p> <p>(10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。</p> <p>(11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。</p> <p>(12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p> <p>(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。</p> <p>(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>(ウ) 特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域</p> <table border="1" data-bbox="1481 1304 2389 1428"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>二次細分区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越</td> <td>上越市</td> <td>上越市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>② 気象情報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>(7) 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>気象業務法第 11 条及び法第 55 条に基づき、作成・発表する。県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p> <p>(イ) (略)</p>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	上越	上越市	上越市	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村												
上越	上越市	上越市												
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域												
上越	上越市	上越市												

修正前	修正後	修正理由
<p>ウ (略)</p> <p>エ 竜巻注意情報</p> <p>(7) 竜巻注意情報の発表</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の<u>発生する可能性が高まった時に発表する。</u></p> <hr/> <p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <hr/> <p>(イ) (略)</p> <p>オ 指定河川洪水予報</p> <p>(7) 指定河川洪水予報の発表</p> <p>河川の増水や<u>はん濫</u>などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) 火災気象通報</p> <p>① 新潟地方気象台の業務</p> <p>新潟地方気象台長は、火災気象通報を発表するときは、知事へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ウ (略)</p> <p>エ 竜巻注意情報</p> <p>(7) 竜巻注意情報の発表</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に一次細分区域毎に発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、<u>目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</u>この情報の有効期間は、発表から1時間である。<u>注意すべき状況が続く場合再度発表する。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>オ 指定河川洪水予報</p> <p>(7) 指定河川洪水予報の発表</p> <p>河川の増水や<u>氾濫</u>などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) 火災気象通報</p> <p>① 新潟地方気象台の業務</p> <p><u>気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が県知事に対して通報される。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第4節 洪水予報・水防警報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 国及び県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水位周知河川</p>	<p>第4節 洪水予報・水防警報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 国及び県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水位周知河川</p>	<p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水位周知河川に指定し、<u>避難判断水位</u> _____ を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 設定水位の種類</p> <p>■ 水防団待機水位 : 通常の水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■ <u>はん濫注意水位</u> : 消防団の出動の目安となる水位</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■ <u>避難判断水位 (特別警戒水位)</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>: <u>避難等の参考となる水位 避難判断水位に到達し、その後も水位上昇が見込まれるときは、避難勧告・指示の検討を行う。</u></p> <p>■ <u>はん濫危険水位</u> : <u>洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがある水位</u></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 市の業務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 避難に関する情報の発表</p> <p>ア 国・県が伝達する<u>避難判断水位 (特別警戒水位)</u>等の水位情報やダム放流量等の水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難準備情報及び避難勧告等の発表の時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 県の業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位周知河川</p> <p>ア (略)</p> <p>イ _____水位が<u>避難判断水位 (特別警戒水位)</u>に達したときは河川の水位又は流量を示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) 高田河川国道事務所の業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位周知河川</p>	<p>上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水位周知河川に指定し、<u>氾濫危険水位 (警戒水位を超える水位であって洪水による、災害の発生を特に警戒すべき水位)</u> を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 設定水位の種類</p> <p>■ 水防団待機水位 : 通常の水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■ <u>氾濫注意水位</u> : 消防団の出動の目安となる水位</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■ <u>避難判断水位</u> : <u>市町村長の避難準備情報発表の判断目安 災害時要配慮者の避難の参考となる水位</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■ <u>氾濫危険水位 (特別警戒水位)</u> : <u>市町村長の避難勧告発令の判断目安 通常の避難行動が出来る方の避難等の参考となる水位</u></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 市の業務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 避難に関する情報の発表</p> <p>ア 国・県が伝達する<u>氾濫危険水位</u> _____等の水位情報やダム放流量等の水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難準備情報及び避難勧告等の発表の時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 県の業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位周知河川</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>氾濫危険水位</u>を定め、水位が<u>これ</u> _____に達したときは河川の水位又は流量を示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) 高田河川国道事務所の業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位周知河川</p>	<p>修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときは河川の水位又は流量を示して県及び市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>(4) （略）</p>	<p>氾濫危険水位を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して県及び市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>(4) （略）</p>	<p>修正</p>
<p>第5節 災害時の通信確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 気象警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等の要配慮者にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、<u>テレビ</u>、ラジオ（エフエム上越榊を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第5節 災害時の通信確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 気象警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等の要配慮者にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（<u>Jアラート</u>）、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>、<u>テレビ（ケーブルテレビを含む）</u>、<u>有線放送</u>、ラジオ（エフエム上越榊を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p>
<p>第6節 被災状況等の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市が被災し、県への被災状況の報告ができない場合、<u>県職員等が被災地の</u>情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第6節 被災状況等の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市が被災し、県への被災状況の報告ができない場合、<u>県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。</u>また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。</p> <p><u>カ 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前		修正後		修正理由																								
	を伝達する。		を伝達する。	県計画を踏まえた修正																								
(略)	(略)	(略)	(略)																									
(2) 災害発生後において市が行う広報		(2) 災害発生後において市が行う広報																										
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> 危険地域の市民に、広報車_____及び防災行政無線等により、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 	災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> 危険地域の市民に、広報車、災害状況共有システム（Lアラート）及び防災行政無線等により、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
(3)～(4) (略)		(3)～(4) (略)																										
4～6 (略)		4～6 (略)																										
第9節 住民等の避難 (略) 1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務 ① 市民の責務 ア (略) イ 市が発表する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。 _____ <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> ウ～オ (略) ② (略) ③ 市の責務 ア～オ (略) カ 避難に関する情報の伝達はあらかじめ定めた方法により、_____防災行政無線、FAX、電子メール、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。		区分	発表時の状況等	求める行動	(略)	第9節 市民等の避難 (略) 1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務 ① 市民の責務 ア (略) イ 市が発表する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。 <u>避難時の周囲の状況などから、指定避難所等へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避を行う。</u> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> ウ～オ (略) ② (略) ③ 市の責務 ア～オ (略) カ 避難に関する情報の伝達はあらかじめ定めた方法により、 <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者等の協力を得つつ</u> 、防災行政無線、FAX、電子メール、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。		区分	発表時の状況等	求める行動	(略)	表現の適正化																
区分	発表時の状況等	求める行動																										
(略)	(略)	(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
区分	発表時の状況等	求める行動																										
(略)	(略)	(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
				県計画を踏まえた修正																								
				県計画を踏まえた修正																								

修正前	修正後	修正理由																
<p>キ～サ (略)</p> <p>④ 県の責務</p> <p>ア 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報_____等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言をする。</p> <p>イ 市が発表した避難に関する情報の発表状況及び被害状況等を集約し<u>総務省消防庁</u>_____に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 県警察の責務</p> <p>___ 市民の避難支援及び避難途上の安全確保に協力する。</p> <p>_(追加)_</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 避難に関する情報の発表基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害における避難準備情報、勧告・指示</p> <p>市民等から土砂災害発生の前兆現象等に関する通報、又は県から土砂災害警戒情報_____や土砂災害緊急情報の発表があった場合、警戒巡視の結果を考慮し、避難に関する情報を発表する。市長が特に必要と認めたとときのほか、避難勧告等の発表基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 1205 1347 1392"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	情報の種類	発表基準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>キ～サ (略)</p> <p>④ 県の責務</p> <p>ア 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報<u>とその補足情報</u>等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言をする。</p> <p>イ 市が発表した避難に関する情報の発表状況及び被害状況等を集約し_____消防庁<u>応急対策室</u>_____に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 県警察の責務</p> <p>___ 市民の避難支援及び避難途上の安全確保に協力する。</p> <p>イ <u>必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 避難に関する情報の発表基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害における避難準備情報、勧告・指示</p> <p>市民等から土砂災害発生の前兆現象等に関する通報、又は県から土砂災害警戒情報<u>とその補足情報</u>や土砂災害緊急情報の発表があった場合、警戒巡視の結果を考慮し、避難に関する情報を発表する。市長が特に必要と認めたとときのほか、避難勧告等の発表基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1457 1205 2594 1392"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	情報の種類	発表基準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
情報の種類	発表基準																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
情報の種類	発表基準																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
<p>第10節 要配慮者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>福祉避難施設</u>の設置・運営</p>	<p>第10節 要配慮者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>福祉避難所</u>の設置・運営</p>	<p>福祉避難所の指定</p>																

修正前	修正後	修正理由
<p>福祉避難施設において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設・医療機関等への入所・入院、公営住宅等へ一時的に避難させる。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難行動要支援者の避難所_____への誘導及び移送</p> <p>③ 福祉避難施設_____での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>福祉避難所_____において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設・医療機関等への入所・入院、公営住宅等へ一時的に避難させる。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難行動要支援者の指定避難所又は福祉避難所_____への誘導及び移送</p> <p>③ 指定避難所又は福祉避難所_____での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>に伴う修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p>
<p>第11節 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 施設管理者の責務 市指定避難所施設_____の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について協力する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① 避難所_____での配慮</p> <p>ア 避難所_____の開設と同時に、要配慮者への対応窓口の設置や、福祉避難施設の案内等を実施するよう努める。</p> <p>イ 市は、避難所_____施設内の段差解消などユニバーサルデザインの視点を取り入れるよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第11節 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 施設管理者の責務 指定避難所及び福祉避難所施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について協力する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① 指定避難所_____での配慮</p> <p>ア 指定避難所の開設と同時に、要配慮者への対応窓口の設置や、福祉避難所_____の案内等を実施するよう努める。</p> <p>イ 市は、指定避難所施設内の段差解消などバリアフリー_____の視点を取り入れるよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p>

修正前	修正後	修正理由																
<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難所開設後 24 時間以内の業務</p> <p>① 市の役割と対応</p> <p>ア 避難所開設（～3h）</p> <p>（ア）福祉避難施設の開設及び要配慮者の受入れ</p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難所開設後 24 時間以内の業務</p> <p>① 市の役割と対応</p> <p>ア 避難所開設（～3h）</p> <p>（ア）福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ</p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>																
<p>第 12 節 トイレ対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民・企業等の責務</p> <p>災害発生から 2 日間程度 _____ に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～③（略）</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="210 1251 1359 1614"> <tr> <td>避難所 _____ 開設後 ～12 時間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難所 _____ 公共トイレの使用 備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 </td> </tr> <tr> <td>〃 ～1 日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12 時間～2 日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 2 日目程度～</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 需要に応じてトイレ追加・再配置 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ _____ を供給 </td> </tr> </table> <p>②～③（略）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 快適な利用の確保</p> <p>① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレ _____ の使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。</p> <p>②～⑤（略）</p>	避難所 _____ 開設後 ～12 時間	<ul style="list-style-type: none"> 避難所 _____ 公共トイレの使用 備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 	〃 ～1 日目程度	(略)	〃 12 時間～2 日目程度	(略)	〃 2 日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> 需要に応じてトイレ追加・再配置 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ _____ を供給 	<p>第 12 節 トイレ対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民・企業等の責務</p> <p>災害発生から「最低 3 日間、推奨 1 週間」分に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～③（略）</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="1457 1251 2605 1614"> <tr> <td>指定避難所開設後 ～12 時間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所公共トイレの使用 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 </td> </tr> <tr> <td>〃 ～1 日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12 時間～2 日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 2 日目程度～</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 需要に応じてトイレ追加・再配置 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給 </td> </tr> </table> <p>②～③（略）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 快適な利用の確保</p> <p>① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。</p> <p>②～⑤（略）</p>	指定避難所開設後 ～12 時間	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所公共トイレの使用 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 	〃 ～1 日目程度	(略)	〃 12 時間～2 日目程度	(略)	〃 2 日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> 需要に応じてトイレ追加・再配置 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給 	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
避難所 _____ 開設後 ～12 時間	<ul style="list-style-type: none"> 避難所 _____ 公共トイレの使用 備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 																	
〃 ～1 日目程度	(略)																	
〃 12 時間～2 日目程度	(略)																	
〃 2 日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> 需要に応じてトイレ追加・再配置 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ _____ を供給 																	
指定避難所開設後 ～12 時間	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所公共トイレの使用 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 																	
〃 ～1 日目程度	(略)																	
〃 12 時間～2 日目程度	(略)																	
〃 2 日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> 需要に応じてトイレ追加・再配置 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給 																	

修正前	修正後	修正理由
<p>(6) (略)</p> <p>2 トイレの調達</p> <p>(1) 備蓄_携帯トイレ及び組立トイレによる対応 市は、<u>避難所等</u>に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイレ等<u> </u>の適切な利用方法を周知する。また、<u>避難所等</u>で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から<u>避難所等</u>に配送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>2 トイレの調達</p> <p>(1) 備蓄<u>携帯トイレ・簡易トイレ</u>による対応 市は、<u>指定避難所等</u>に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイレ・<u>簡易トイレ</u>の適切な利用方法を周知する。また、<u>指定避難所等</u>で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から<u>指定避難所等</u>に配送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p>
<p>第13節 入浴対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組 入浴機会の確保は、風水害の発生から<u>概ね3日以内に実施する。</u></p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公衆浴場の再開支援 ↓ ■ <u>仮設入浴施設の設置</u> ↓ ■ <u>旅館組合等への協力要請</u> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>仮設入浴施設の設置</u> 市は、<u>近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。</u></p> <p>_____</p> <p>(3) <u>旅館組合等への協力要請</u> 市は、<u>市内の旅館組合等への協力要請を行い、市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</u></p>	<p>第13節 入浴対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組 入浴機会の確保は、風水害の発生から<u>3日を目安と</u>_____する。</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公衆浴場の再開支援 ↓ ■ <u>旅館組合等への協力要請</u> ↓ ■ <u>仮設入浴施設の設置</u> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>旅館組合等への協力要請</u> 市は、<u>市内の旅館組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</u></p> <p>(3) <u>仮設入浴施設の設置</u> 市は、<u>近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、指定避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。</u>_____</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第14節 (略)</p>	<p>第14節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第15節 食料・生活必需品等供給対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>災害発生から、流通機構の復活が見込まれる<u>3日程度</u>の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「物資等」という。)は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① <u>食料・飲料水</u></p> <p>災害発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、<u>避難所等</u>にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な<u>物資等</u>の輸送・配付は、概ね災害発生12時間後からとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア <u>避難～24時間以内</u>：市民による自己確保又は<u>避難所等</u>の保存食料</p> <p>イ <u>避難24時間後～</u>：<u>避難所等</u>の保存食料又はおにぎり、パン等の簡単な調達食</p> <p>ウ <u>避難36時間後～</u>：おにぎり、パン等の簡単な調達食又は自衛隊等による配送食(温かいもの)</p> <p>エ <u>避難72時間後～</u>：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯(炊き出し)(避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <p>■ 備蓄食料・物資等による対応(発災直後～<u>24時間</u>程度)</p> <p>↓</p> <p>■ 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分(発災<u>24時間～36時間</u>程度)</p> <p>↓</p> <p>■ 調理食配送による提供(発災<u>36時間</u>程度～72時間程度)</p> <p>↓</p> <p>■ 現地炊飯による提供(発災72時間以降)</p> <p>↓</p>	<p>第15節 食料・生活必需品等供給対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>災害発生から、流通機構の復活が見込まれる<u>までの「最低3日間、推奨1週間」</u>分の必要な食料及び物資等<u>は</u>、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>災害発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、<u>指定避難所等</u>にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な<u>食料及び物資等</u>の輸送・配付は、概ね災害発生12時間後からとする。</p> <p>① <u>食料・飲料水</u></p> <p><u>食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。</u></p> <p>ア <u>発災～12時間以内</u>：市民による自己確保又は<u>指定避難所等</u>の保存食料</p> <p>イ <u>発災12時間後～</u>：<u>指定避難所等</u>の保存食料又はおにぎり、パン等の簡単な調達食</p> <p>ウ <u>発災24時間後～</u>：おにぎり、パン等の簡単な調達食又は自衛隊等による配送食(温かいもの)</p> <p>エ <u>発災72時間後～</u>：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯(炊き出し)(避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <p>■ 備蓄食料・物資等による対応(発災直後～<u>12時間</u>程度)</p> <p>↓</p> <p>■ 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分(発災<u>12時間～24時間</u>程度)</p> <p>↓</p> <p>■ 調理食配送による提供(発災<u>24時間</u>程度～72時間程度)</p> <p>↓</p> <p>■ 現地炊飯による提供(発災72時間以降)</p> <p>↓</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>■ 被災者による自炊（発災2週間以降）</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～24時間程度） （略）</p> <p>(2) 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>24</u>時間～<u>36</u>時間程度） （略）</p> <p>(3) 調理食配送による提供（発災 <u>36</u>時間程度～72時間程度） （略）</p> <p>(4)～(6) （略）</p>	<p>■ 被災者による自炊（発災2週間以降）</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～<u>12</u>時間程度） （略）</p> <p>(2) 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>12</u>時間～<u>24</u>時間程度） （略）</p> <p>(3) 調理食配送による提供（発災 <u>24</u>時間程度～72時間程度） （略）</p> <p>(4)～(6) （略）</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第16節 避難所 外避難者の支援対策</p> <p>（略）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 <u>避難所</u>外に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとするが、できるだけ早く<u>避難所</u>、<u>社会福祉施設又は医療機関</u>へ移送する。</p> <p>(5) （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>第16節 指定避難所外避難者の支援対策</p> <p>（略）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 <u>指定避難所</u>外に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとするが、できるだけ早く<u>指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関</u>へ移送する。</p> <p>(5) （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>表現の適正化</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p>
<p>第17節 こころのケア対策</p> <p>（略）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① （略）</p> <p>② 市の責務 ア （略） イ <u>避難所等開設と同時にケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</u></p> <p>③ 県の責務 ア～イ （略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>④～⑥ （略）</p>	<p>第17節 こころのケア対策</p> <p>（略）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① （略）</p> <p>② 市の責務 ア （略） イ <u>必要に応じて</u> <u>ケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</u></p> <p>③ 県の責務 ア～イ （略） <u>ウ 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）及び他都道府県の支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。</u></p> <p><u>エ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の体制整備に努める。</u></p> <p>④～⑥ （略）</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
(3)～(5) (略) 2～4 (略)	(3)～(5) (略) 2～4 (略)	
第18節～第19節 (略)	第18節～第19節 (略)	
<p>第20節 警備・保安及び交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 市民の避難誘導に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第20節 警備・保安及び交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 市民の避難誘導に当たっては、<u>高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者</u>を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
第21節 (略)	第21節 (略)	
<p>第22節 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消火活動 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>緊急交通路</u>の確保 ア 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて<u>交通規制及び道路警戒</u>を要請する。 イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第22節 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消火活動 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>緊急車両等の通行路</u>の確保 ア 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて<u>警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開</u>を要請する。 イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
第23節 (略)	第23節 (略)	

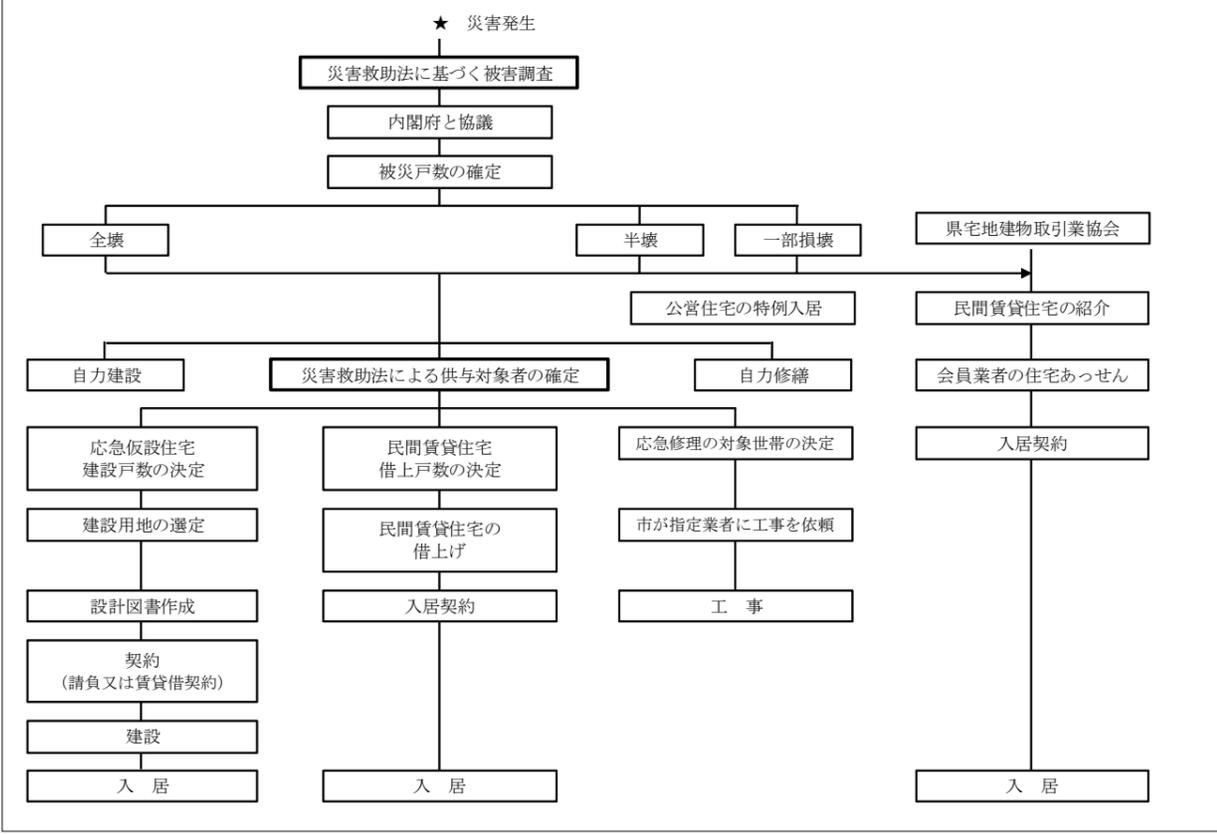
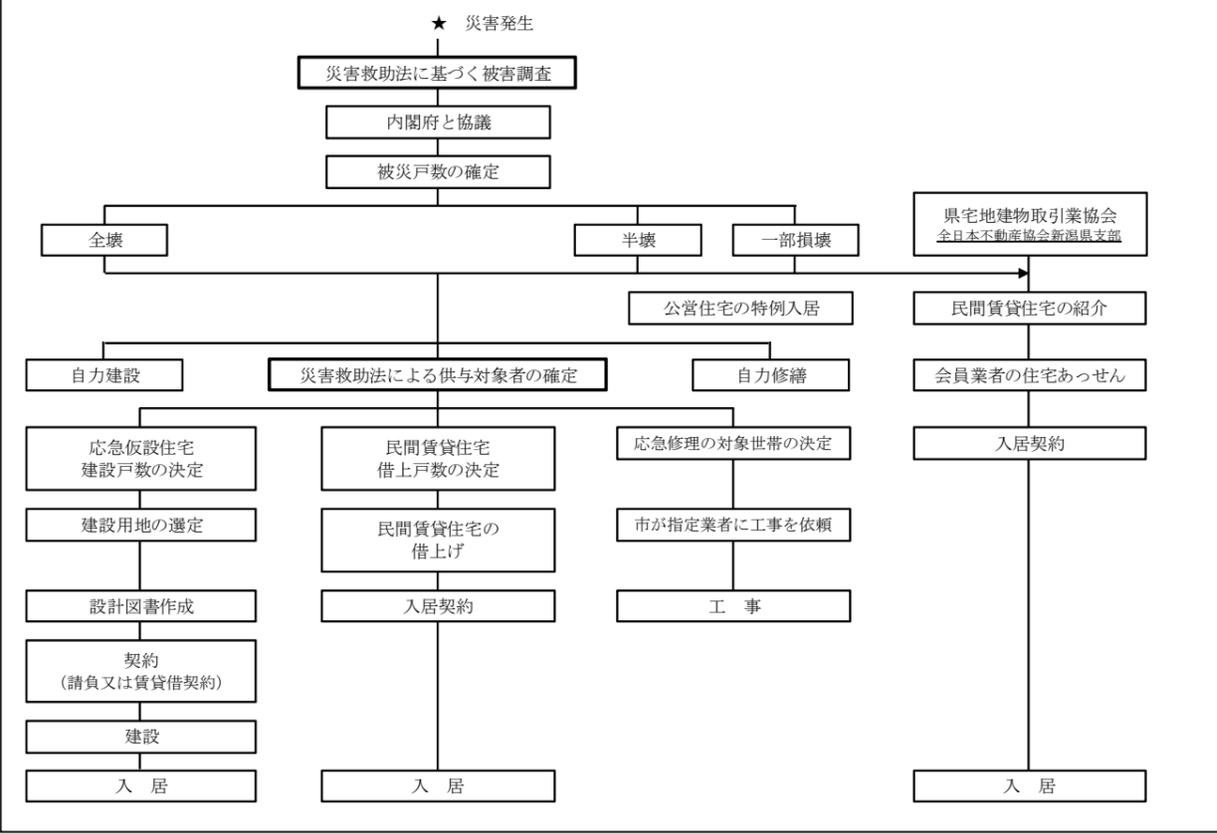
修正前	修正後	修正理由
<p>第25節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ドクターヘリ基地病院(新潟大学医歯学総合病院)の責務</p> <p>ドクターヘリ基地病院(新潟大学医歯学総合病院)は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第25節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ドクターヘリ基地病院_____の責務</p> <p>ドクターヘリ基地病院_____は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>基地病院が2病院となったため</p>
<p>第26節～第27節 (略)</p>	<p>第26節～第27節 (略)</p>	
<p>第28節 廃棄物処理対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画(ごみ処理対策)を策定する。_____</p> <p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画(し尿処理対策)を策定する。_____</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ がれき処理</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>第28節 廃棄物処理対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画(ごみ処理対策)を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。_____</p> <p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画(し尿処理対策)を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。_____</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ がれき処理</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>避難勧告解除後 3 日 (略) (4)~(5) (略) 2~3 (略)</p> <p>充てん所_____の復旧(注1)、 供給先安全確認完了(注2)</p>	<p>避難勧告解除後 3 日 (略) (4)~(5) (略) 2~3 (略)</p> <p>充てん所及び販売施設等の復旧(注1)、 供給先安全確認完了(注2)</p>	
<p>第 35 節 (略)</p>	<p>第 35 節 (略)</p>	
<p>第 36 節 下水道等施設の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 下水道等_____被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。</p> <p>ウ 災害発生から、<u>2日間程度</u>_____に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 携帯トイレ_____、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)~(5) (略) 2~3 (略)</p>	<p>第 36 節 下水道等施設の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 下水道等施設の被災時においては、下水道等への流入水量を抑制_____するため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。</p> <p>ウ 災害発生から、<u>3日間(推奨1週間)</u>_____に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)~(5) (略) 2~3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第 37 節 (略)</p>	<p>第 37 節 (略)</p>	
<p>第 38 節 危険物等施設の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別対応</p>	<p>第 38 節 危険物等施設の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別対応</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>① 各危険物等取扱・貯蔵事業所及び管理者の対応 ア～ウ (略) エ <u>放射線施設</u> _____ 管理者 <u>放射線の漏洩の発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、周辺を危険区域に設定し、関係者以外の者の立入りを禁止するとともに、放射線被害を受けた者又はそのおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう指示する。</u></p> <hr/> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応 (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市の対応 ア (略) イ <u>飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。</u> _____</p> <hr/> <p>ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>① 各危険物等取扱・貯蔵事業所及び管理者の対応 ア～ウ (略) エ <u>放射性物質使用施設等の管理者</u> <u>放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。</u> <u>放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応 (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市の対応 ア (略) イ <u>飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開 ア～イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>ウ <u>道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</u></p>	<p>第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開 ア～イ (略) ウ <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p>エ <u>道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>エ 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p>第 40 節 (略)</p>	<p>第 40 節 (略)</p>	
<p>第 41 節 鉄道事業者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、災害が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第 41 節 鉄道事業者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、災害が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>事業者の追加</p>
<p>第 42 節 土砂災害・斜面災害の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>土砂災害等により避難行動要支援者の住家や利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。避難の実施に当たっては、町内会、自主防災組織及び消防団等の協力を得て、安全な避難に配慮する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第 42 節 土砂災害・斜面災害の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>土砂災害等により要配慮者の住家や要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。避難の実施に当たっては、町内会、自主防災組織及び消防団等の協力を得て、安全な避難に配慮する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第 43 節～第 48 節 (略)</p>	<p>第 43 節～第 48 節 (略)</p>	
<p>第 49 節 ボランティア受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p>	<p>第 49 節 ボランティア受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p>	

修正前	修正後	修正理由												
<p>(1) 基本方針</p> <p>_____災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>なお、災害ボランティア活動は上越市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 上越市社会福祉協議会の責務</p> <p>ア 災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部_____と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 県支援センターの責務</p> <p>ア 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、<u>支援センターの運営を行う。</u></p> <p>イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 県の責務</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報を共有する。</p> <p>イ 県内外の行政機関、_____支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="219 1518 1362 1749"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>_____災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table>	災害発生中	(略)	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握	〃 2日以内	_____災害ボランティア受入広報の発信	<p>(1) 基本方針</p> <p><u>上越市社会福祉協議会は、</u>災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>なお、災害ボランティア活動は上越市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 上越市社会福祉協議会の責務</p> <p>ア 災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部、<u>新潟県災害ボランティア調整会議及び上越市災害ボランティア連携推進会議参画団体</u>と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ <u>新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の責務</u> <u>(削除)</u></p> <p>_____災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 県の責務</p> <p>ア 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、<u>支援センターの運営を行う。</u></p> <p>イ 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報を共有する。</p> <p>ウ 県<u>外</u>の行政機関、<u>県内外</u>の支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1466 1518 2608 1749"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置の判断</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table>	災害発生中	(略)	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置の判断	〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信	<p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p> <p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p>
災害発生中	(略)													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握													
〃 2日以内	_____災害ボランティア受入広報の発信													
災害発生中	(略)													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置の判断													
〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信													
<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>													

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) ボランティアセンターの設置</p> <p>① 上越市社会福祉協議会は市__と協議し、ボランティアセンター設置場所を決定する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) ボランティアセンターの設置</p> <p>① 上越市社会福祉協議会は市等と協議し、ボランティアセンターを設置する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p>
<p>第50節～第51節 (略)</p>	<p>第50節～第51節 (略)</p>	
<p>第52節 住宅応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住宅応急対策フロー図</p>  <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <p>① 建設による供与</p>	<p>第52節 住宅応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住宅応急対策フロー図</p>  <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <p>① 建設による供与</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 建設の方針</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建物の規模及び費用</p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号、以下「県法施行規則」という。）による救助の程度等により定める基準_____とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は厚生労働大臣と_____協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <hr/> <p>(ウ) 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣と協議_____する。</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 民間賃貸住宅借上げによる供与（県）</p> <p>被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げ_____応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。</p> <p>入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。</p> <p>ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋（県）</p> <p>必要とする物件の対象区域等を明示して、_____協定に基づき協力要請を行う。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>ア 建設の方針</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建物の規模及び費用</p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号、以下「県法施行規則」という。）による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、<u>事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。</u></p> <p><u>建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。</u></p> <p>(ウ) 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して<u>延長</u>する。</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。</p> <p><u>(エ) 二次災害への配慮</u></p> <p><u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 民間賃貸住宅借上げによる供与（県）</p> <p>被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて<u>供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。</u>ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。</p> <p>入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。</p> <p>ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に<u>内閣総理大臣と協議の上、_____必要最小限度の期間を延長する。</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋（県）</p> <p><u>災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定に基づき協力要請を行う。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第53節 (略)</p>	<p>第53節 (略)</p>	
<p>第4章 災害復旧・復興計画</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 民生安定化対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>県は、災害対応業務標準化並びにそれに基づく研修等を開催し、平時からの市の円滑な応援体制の構築に努める。</u></p> <hr/> <p>オ <u>市及び県は、被災者台帳の導入等の検討を推進し、市の被災者対応能力の向上に努める。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、<u>必要</u>な研修の実施に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急金融対策</p> <p><u>災害時、被災地における通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。</u></p> <p>① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>(略)</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に<u>銀行券を寄託する</u>ほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</p> <p>なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>第1節 民生安定化対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、県と市は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、<u>必要</u>に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、<u>平時から</u>必要な研修の実施に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急金融対策</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>(略)</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に<u>発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図る</u>ほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</p> <p>なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																				
<p>④ <u>金融上の措置</u></p> <p>ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、<u>災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに</u>要請する。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>④ <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p> <p>ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、<u>必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体</u>に対し、次に掲げる<u>措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう</u>要請する。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>																																																																																				
<p>第2節 融資・貸付その他資金等による支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 融資・貸付その他資金等の概要</p> <table border="1" data-bbox="186 892 1362 1493"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金名等</th> <th>主な対象者</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">支給</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貸付</td> <td>(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 母子<u>寡婦</u>福祉資金</td> <td>母子家庭<u> </u>、寡婦</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資金等の説明</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 生活福祉資金 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子<u>寡婦</u>福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。</p> <p>(7) 母子<u>寡婦</u>福祉資金 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災</p>	区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(4) (略)	(略)	(略)	貸付	(5) (略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(7) 母子 <u>寡婦</u> 福祉資金	母子家庭 <u> </u> 、寡婦	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)	(略)	(10) (略)	(略)	(略)	(11) (略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)	<p>第2節 融資・貸付その他資金等による支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 融資・貸付その他資金等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1433 892 2608 1493"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金名等</th> <th>主な対象者</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">支給</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貸付</td> <td>(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金</td> <td>母子家庭、<u>父子</u>家庭、寡婦</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資金等の説明</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 生活福祉資金 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子<u>父子</u>寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。</p> <p>(7) 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災</p>	区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(4) (略)	(略)	(略)	貸付	(5) (略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(7) 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金	母子家庭、 <u>父子</u> 家庭、寡婦	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)	(略)	(10) (略)	(略)	(略)	(11) (略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																																																																			
支給	(1) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(2) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(3) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(4) (略)	(略)	(略)																																																																																			
貸付	(5) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(6) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(7) 母子 <u>寡婦</u> 福祉資金	母子家庭 <u> </u> 、寡婦	(略)																																																																																			
	(8) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(9) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(10) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(11) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(12) (略)	(略)	(略)																																																																																			
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																																																																			
支給	(1) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(2) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(3) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(4) (略)	(略)	(略)																																																																																			
貸付	(5) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(6) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(7) 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金	母子家庭、 <u>父子</u> 家庭、寡婦	(略)																																																																																			
	(8) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(9) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(10) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(11) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(12) (略)	(略)	(略)																																																																																			

修正前	修正後	修正理由
<p>害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子___寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>※ 特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子___寡婦福祉資金の償還の猶予 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 母子___寡婦福祉資金の違約金の不徴収 支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 母子___寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長 災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 ①～②（略） ___寡婦福祉資金の所得制限適用除外 災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 <p>(8)～(12)（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子<u>父子</u>寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>※ 特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の償還の猶予 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の違約金の不徴収 支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長 災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 ①～②（略） <u>母子父子</u>寡婦福祉資金の所得制限適用除外 災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 <p>(8)～(12)（略）</p> <p>4（略）</p>	
第3節～第4節（略）	第3節～第4節（略）	
第3部 雪害対策	第3部 雪害対策	
第1章 序論（略）	第1章 序論（略）	
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
第1節～第5節（略）	第1節～第5節（略）	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6節 積雪期の交通確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 道路管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期の交通路を確保する。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6節 積雪期の交通確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 道路管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期の交通路を確保する。 <u>市・国・県・関係機関において、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
	<p><u>り、平時から火山活動、防災体制に関する情報を共有すると共に、想定される火山現象に応じた警戒避難態勢をあらかじめ共同検討し、火山防災対策を推進する。</u></p>	修正
<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>(略)</p> <p>1 新潟地方気象台の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 火山活動の状態を分かりやすく伝えると共に、噴火時等にとるべき防災行動と対応する噴火警報等の種類や発表基準について、広く周知を図る。</p> <hr/> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県の役割</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6) 避難の実施体制等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>(略)</p> <p>1 新潟地方気象台の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 火山活動の状態を分かりやすく伝えると共に、噴火時等にとるべき防災行動と対応する噴火警報等の種類や発表基準について、広く周知を図る。</p> <p><u>また、市民に限らず登山者や旅行者が活火山を訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得た上で、登山するかどうか自ら判断することができるよう、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等の火山防災情報を、ホームページ等で発信するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県の役割</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 県は、登山の計画を届け出ることが、火山災害による遭難の防止に資するものであることの周知など「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」の目的を達成するための取り組みを推進する。</u></p> <p><u>(7) 避難の実施体制等</u></p> <p>(略)</p> <p>4 新潟焼山火山防災協議会の役割</p> <p><u>(1) 情報の共有</u></p> <p><u>平常時から火山活動、防災対策に関する情報を共有する。</u></p> <p><u>(2) 避難計画の策定等</u></p> <p><u>火山防災協議会は、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオや避難計画の策定、県及び市町村の地域防災計画の見直し及び修正に関する検討や、退避壕・退避舎等の必要性の検討など火山災害に対する防災体制の検討を共同で行う。</u></p> <p><u>また、円滑な検討を行うため、検討事項に応じたコアグループやワーキンググループ等の部会も設置する。</u></p> <p><u>(3) 訓練等の実施</u></p> <p><u>火山防災協議会は、単独または、市町村等との連携により各種訓練を実施し、訓練により明らかになった課題について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。</u></p> <p><u>(4) 防災知識の普及</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前					修正後					修正理由		
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域又は山麓 及びそれより火口 側	居住地域嚴重警 戒	居住地域に重大な被害を及ぼす <u>程度</u> の 噴火が発生、あるいは発生することが 予想される。	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域_____ 及びそれより火口 側	居住地域嚴重警 戒	居住地域に重大な被害を及ぼす_____ 噴火が発生、あるいは発生することが 予想される。	機関意見を踏まえた修正		
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火山周辺 噴火警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)程度 <u>の</u> 噴火が発生、あるい は発生すると予想される。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)_____噴火が発生、あるい は発生すると予想される。			
		火口から少し離れ た所までの火口周 辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)程 度の噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。			火口から少し離れ た所までの火口周 辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)____ _____噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。			
予報	噴火予報	火口内等	平常_____	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火 山灰の噴出等が見られる(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)。	予報	噴火予報	火口内等	<u>活火山である事 に留意</u>	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火 山灰の噴出等が見られる(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)。			
* 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」と記載					(削除)							
** 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載					(削除)							
② 新潟焼山(噴火警戒レベルが運用されている火山)					② 噴火警戒レベルが運用されている火山(新潟焼山 等)							
種別	名称	対象 範囲	レベル	発表基準等	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	火山活動の状況						
特別 警報	噴 火 警 報 (居 住 地 域) 又 は 噴 火 警 報	居 住 地 域 及 び そ れ よ り 火 口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大 な被害を及ぼす 噴火が発生、ある いは切迫してい る状態にある。	危険な居住地域から の避難が必要。	●マグマ噴火による火砕流、溶岩流、 融雪型泥流(積雪期の場合)が居住 地域に切迫している、あるいは到達。 【過去事例】 887年：火砕流・溶岩流の発生。火 砕流は日本海に達したと思われる。 溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年：火砕流が日本海へ到達。 1773年：火砕流発生。一部は南側にも 流下。	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側		レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは切迫している状態にあ る。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大 な被害を及ぼす 噴火が発生する と予想される(可 能性が高まって きている)。	警戒が必要な居住地 域での避難準備、避難 行動要支援者の避難 が必要。	●火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積 雪期の場合)が居住地域まで到達す るような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火が さらに拡大した場合には居住地域ま で到達すると予想される。 【過去事例】 観測事例なし					レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生すると予想される(可能性が高ま ってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。			
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生すると予想さ れる。	火口から少し離れ た所までの火口周 辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生すると予想さ れる。					

修正前						修正後					修正理由
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火山周辺噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である事に留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	機関意見を踏まえた修正
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。						
	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり						
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり					

注) ここでいう「噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

* 新潟焼山においては、平成23年3月31日より噴火警戒レベルを運用

(追加)

(削除)

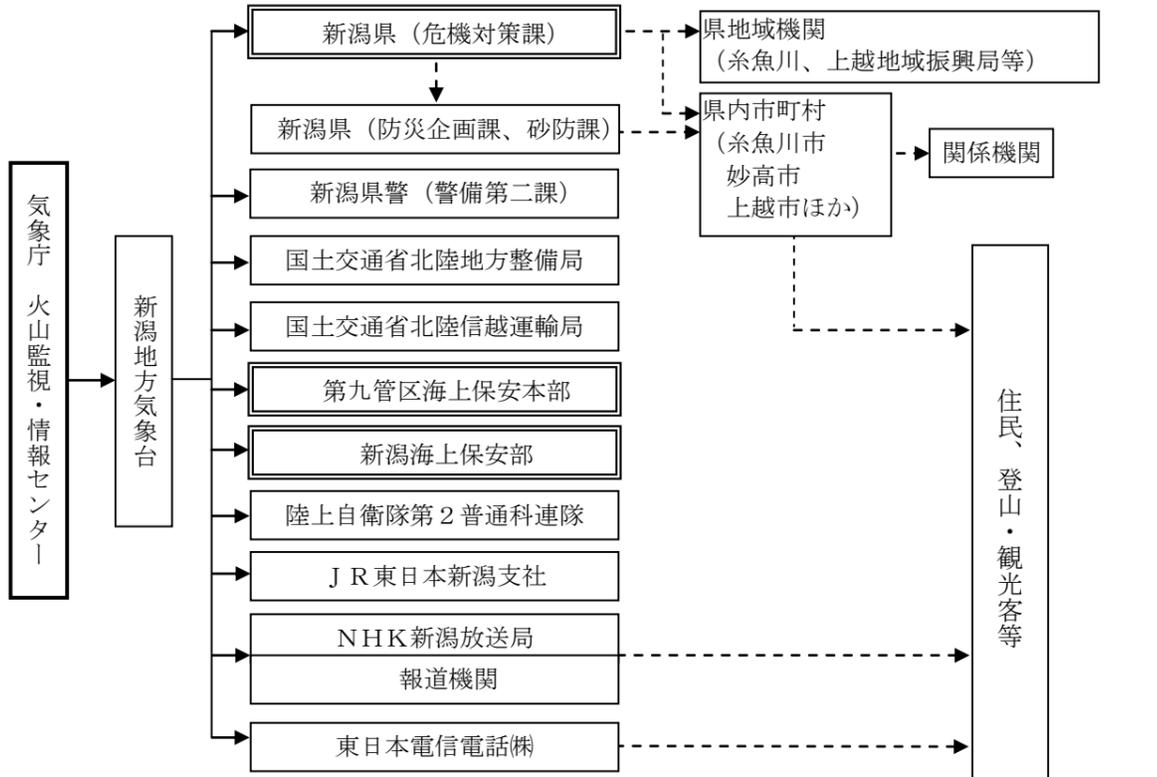
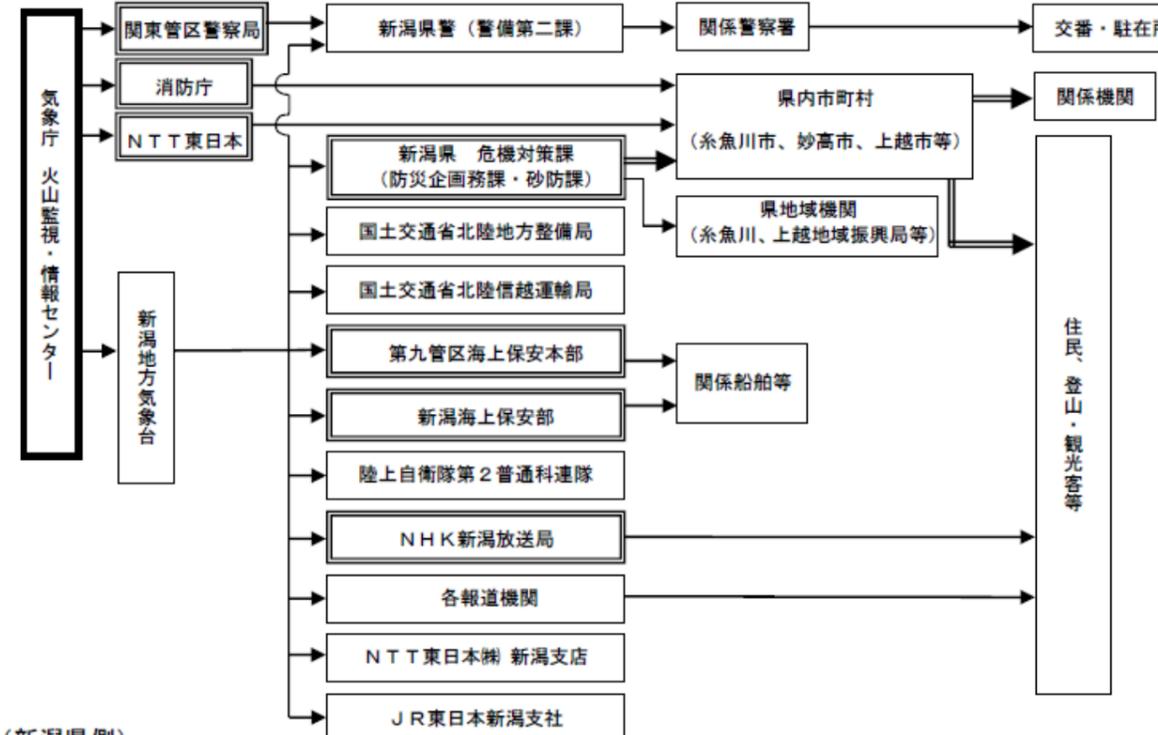
(削除)

③ 新潟焼山の噴火警戒レベル表

種別	警報等	範囲対象	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●マグマ噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 887年注2:火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年:火砕流が日本海付近まで到達。 1773年:火砕流発生。一部は南側にも流下。

修正前	修正後			修正理由		
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 降灰予報 噴煙の火口からの高さが3 km以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に発表し、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>		<p>4 (避難準備)</p>	<p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。</p>	<p>警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。</p>	<p>●火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。</p> <p>●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。</p>	<p>機関意見を踏まえた修正</p> <p>機関意見を踏まえた修正</p>
	<p>警報</p>	<p>3 (入山規制)</p>	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</p>	<p>住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。</p>	<p>●山頂から半径4 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。</p> <p>●居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。</p>	
	<p>又は火口周辺警報</p>	<p>2 (火口周辺規制)</p>	<p>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</p>	<p>住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。</p>	<p>●山頂から半径2 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。</p> <p>【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約1 km程度まで飛散</p>	
	<p>予報</p>	<p>1 (活火山である事に留意)</p>	<p>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</p>	<p>状況に応じて火口内への立入規制等。</p>	<p>●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり</p>	
	<p>注1) ここでいう「噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。</p>					
	<p>注2) 「887年」については、1235年の鎌倉時代になるとの報告(早川ほか、2011)がある。</p>					
	<p>(4) 噴火速報 気象庁が常時観測している火山を対象とし、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくための情報として発表する。 ただし、普段から噴火している火山で、同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合では、発表されない。</p>			<p>機関意見を踏まえた修正</p>		
	<p>(5) 降灰予報 火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰の範囲や量、風に流されて降る小さな噴石の範囲を予測して、内容や発表内容の異なる3種類(定時、速報、詳細)の情報に分けて、市町村単位で発表する。</p> <p>① 降灰予報(定時)：噴火の可能性が高い火山に対して、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、定期的に降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を発表する。</p> <p>② 降灰予報(速報)：事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、降灰分布や小さな噴石の落下範囲を噴火後速やかに(5～10分程度で)発表する。</p> <p>③ 降灰予報(詳細)：噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いたより精度の高い降灰予測計算を行い、予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を噴火後20～30分程度で発表する。</p>			<p>機関意見を踏まえた修正</p>		

修正前	修正後	修正理由												
<p>(追加) (追加)</p> <p>(3) 火山ガス予報 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて____発表する。</p> <p>(5) 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>○降灰予報で使用する降灰量階級表</p> <table border="1" data-bbox="1507 352 2415 695"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>厚さ キーワード</th> <th>路面や視界のイメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm 以上 【外出を控える】</td> <td>・路面が完全に覆われる。 ・視界不良となる。</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】</td> <td>・火山灰が明らかに降っているのがわかる。 ・道路の白線が見えにくい。</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm 未満</td> <td>・うっすら積もる。 ・降っているのがようやくわかる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 火山ガス予報 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</p> <p>(7) 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>② 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>③ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</p> <p>④ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p>⑤ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</p>	名称	厚さ キーワード	路面や視界のイメージ	多量	1mm 以上 【外出を控える】	・路面が完全に覆われる。 ・視界不良となる。	やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	・火山灰が明らかに降っているのがわかる。 ・道路の白線が見えにくい。	少量	0.1mm 未満	・うっすら積もる。 ・降っているのがようやくわかる。	<p>機関意見を踏まえた修正</p> <p>機関意見を踏まえた修正</p>
名称	厚さ キーワード	路面や視界のイメージ												
多量	1mm 以上 【外出を控える】	・路面が完全に覆われる。 ・視界不良となる。												
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	・火山灰が明らかに降っているのがわかる。 ・道路の白線が見えにくい。												
少量	0.1mm 未満	・うっすら積もる。 ・降っているのがようやくわかる。												

修正前	修正後	修正理由
<p>2 噴火警報等の通報及び伝達体制 噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとする。</p>  <p>法定伝達機関</p> <p>※実線は防災情報提供システムによる伝達、点線はその他による伝達</p>	<p>2 噴火警報等の通報及び伝達体制 噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとする。</p>  <p>(新潟県側)</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。 注) 二重線の経路は、 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等 ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第3章 災害応急対策計画</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	
<p>第1節 計画の方針 (略) 1 基本方針 火山災害については、その活動状況から災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であることから、火山活動についての的確な監視及び観測を実施し、関係機関、市民等の火山情報についての迅速な伝達を図るとともに、迅速かつ的確な市民等の避難及び応急対策を行うことにより、その被害を最</p>	<p>第1節 計画の方針 (略) 1 基本方針 火山活動についての的確な監視及び観測を実施し、関係機関、市民等の火山情報についての迅速な伝達を図るとともに、迅速かつ的確な市民等の避難及び応急対策を行うことにより、その被害を最</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>小限に止める。</p> <p>また、火山隣接地の他市からの避難者への支援も考慮し、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する体制を整える。</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の責務</p> <p>新潟県焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警報システム（<u>J-ALERT</u>）から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容を関係機関に伝達する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市に通知するとともに、ホットラインによる電話連絡を行う。</p> <hr/> <p>また、被害をできるだけ軽減させるために緊急減災対策を実施する_____とともに、市の実施する降灰対策等を支援する。</p> <p>さらに県は、大規模噴火時等、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。</p> <p>(4) 新潟地方気象台の責務</p> <p>新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山活動について情報収集に努めるとともに、気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報_____等（噴火警戒レベルを含む）を関係機関に伝達する_____。なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。</p> <p>また、噴火警戒レベルの切り替えに当たっては、<u>市町村の避難対策等に対し、火山防災協議会を通じて</u>_____助言を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>小限に止める。</p> <p>また、火山隣接地の他市からの避難者への支援も考慮し、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する体制を整える。</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の責務</p> <p>新潟県焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警報システム（<u>Jアラート</u>）から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容を関係機関に伝達する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市に通知するとともに、ホットラインによる電話連絡を行い、「<u>新潟焼山における火山災害による遭難防止に関する条例</u>」に基づく届け出の情報について関係機関との情報共有を行う。</p> <p>また、被害をできるだけ軽減させるために緊急減災対策の実施や、<u>必要な資機材の調達等を速やかに行う</u>とともに、市の実施する降灰対策等を支援する。</p> <p>さらに県は、大規模噴火時等、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。</p> <p>(4) 新潟地方気象台の責務</p> <p>新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山活動について情報収集を行い_____、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報や噴火速報等_____を関係機関に伝達するとともに、放送機関に伝達する。なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。</p> <p>また、噴火警戒レベルの切り替えに当たっては、<u>新潟焼山火山対策協議会や市町村等に対して、避難対策等の検討に資する助言を行う。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第2節～第3節 (略)</p>	<p>第2節～第3節 (略)</p>	
<p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	<p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	